

舞鶴高専との連携協定を締結

10月1日、市と舞鶴工業高等専門学校との間で、「包括的な連携協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、同校が文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」の採択を受けたことを契機として、連携・協力した取り組みをさらに推し進め、地域の活性化、課題の解決などを図るため締結したものです。

今年度においては、地域防災の強化や商店街活性化などの事業について連携協力するほか、再生可能エネルギーに関する調査研究を同校と進めていく予定です。



▲協定書を手に握手する多々見市長と太田校長（右）

谷垣法務大臣と山田知事が被災地を視察

9月22日、谷垣法務大臣と山田京都府知事が、台風18号で被災した地区を視察しました。

視察団はマナイ商店街、漁連付近、加佐地区などを巡回。多々見市長や地元住民から被害の状況や復旧作業の現状を説明。堤防工事の早期着手や生活再建支援などを要望しました。

谷垣大臣は、「状況はよくわかりました。要望を持ちかえり最大限の支援を行いたい」と述べました。



▲多々見市長から説明を受ける谷垣法務大臣（右）

債権管理適正化 取り組みの成果 着実に

市では、債権管理適正化に向けた取り組みを進めています。平成24年度は、次長級職員による「債権管理適正化推進会議」、担当職員による「債権管理担当者会議」の2つの横断的組織を設置し、債権管理事務の課題を洗い出し、その解決のための取り組みを行いました。

【主な取り組み】

- ◇舞鶴市債権管理条例の制定
- ◇債権管理マニュアル改訂版の作成
- ◇債権の棚卸の実施
- ◇徴収強化月間の設定
- ◇顧問弁護士などによる担当職員対象の研修会
- ◇債権担当各課の連携を推進する会議を開催

その結果として、平成24年度決算時の舞鶴市の債権未収金額は約16億7,600万円となり、前年度に比べ5,500万円減少させることができました。

今後も市民負担の公平・公正を確保するため、適正な債権管理に努めます。

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。

海フェスタ京都 シンボルマークと標語を募集

平成26年7月19日(土)～8月3日(日)、舞鶴市を中心に府北部5市2町で開催する「海フェスタ京都」のシンボルマークと標語を募集します。

【賞】

最優秀賞（採用作品）の応募者にはそれぞれ10万円を進呈。（高校生以下の人の場合は相当額の図書カード）

【応募方法】

11月29日(金)までに、所定の用紙（海フェスタ京都推進本部事務局に備え付け。市ホームページからもダウンロード可）により郵送または持参で同事務局へ。

【その他】

高校生以下の人が応募する場合は保護者の了承が必要

▶詳しくは、海フェスタ京都推進本部事務局（企画政策課内、☎66・0028）か市ホームページで。

台風 18 号被災者生活支援相談窓口の閉鎖について

市では、被災された市民の皆様が一日も早く生活を再建できるよう、9月30日から「台風18号被災者生活支援相談窓口」を開設し、情報提供や相談業務に努めてまいりましたが、10月31日をもって閉鎖しました。

今後は、各担当部署にて対応させていただきます。支援策別に記載しておりますお問い合わせ先へご連絡ください。

10月16日に新聞折り込みでお知らせした制度を抜粋して掲載

◆被災住宅の再建を支援

《被災者生活再建支援法による支援》

【対象】 ◇住宅が全壊した世帯 ◇住宅が半壊し、倒壊防止などのやむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ◇住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

▶詳しくは、保健福祉企画課（☎66・1011）

《被災者生活再建支援法による支援とは別に市と府が独自の支援》

～ 相談受付窓口を開設しています ～

【場所】 ◇市役所 建築住宅課

◇西支所内相談窓口

◇加佐公民館内相談窓口

【時間】 月～金曜日の9時～17時（祝日除く）

▶詳しくは、建築住宅課（☎66・1050）

◆漁業災害復旧支援事業費補助

【対象】 平成16年の台風23号により被害を受けた漁業者で、今回再び台風18号の被害を受け、その額が100万円を超える定置網漁業者。

▶詳しくは、水産課（☎66・1020）

◆舞鶴市中小企業災害特別融資制度

【対象】 台風18号で被災し、事業活動に影響を受けた中小企業者

◆舞鶴市中小企業災害特別利子補給

市の中小企業融資制度に係る既往借入金の償還金に係る利子補給金を交付

【対象】 台風18号で被災し、事業活動に影響を受けた中小企業者で、次のいずれかの融資を受けているもの

- ◇舞鶴市中小企業資金融資（マル舞）
- ◇中小企業経営改善特別融資（舞十年）
- ◇中小企業地球環境対策特別融資（舞グリーン）
- ◇中小企業経営安定化融資（舞ワン）

▶詳しくは、観光商業課（☎66・1024）

◆舞鶴市中小企業災害復旧事業費補助金

府が実施する「中小企業等生産設備再建支援事業」の上限を超える部分を追加補助

【対象】 ◇台風18号により被災した事業所を市内に有する中小企業など ◇平成16年の台風23号の被災事業所 ◇事業再開後の正規雇用者の人数が被災前と同数以上

▶詳しくは、産業振興・雇用対策課（☎66・1021）

◆災害援護資金貸付金（災害救助法による支援）

【対象】 ①住居が半壊相当以上の損害を受けた世帯
②住居の損害はないが、家財が損害を受けた世帯

【請求期限】 平成25年12月27日(金)

※連帯保証人が必要です。※有利子（後日、市が利子分を補給）。※所得制限あり。※被災世帯の状況により、貸付限度額が異なります。

▶詳しくは、保健福祉企画課（☎66・1011）

◆農作物生産確保緊急対策事業費補助

冠水被害などを受けた農作物に対する緊急的な病害防除や今後の生産確保のための土壌改良資材などに要する経費を補助

◆農村復興地域づくり事業費補助

大半の農地が冠水するなど甚大な被害を受けた集落が行う営農・地域づくり事業に対し、上限補助額を設け補助（上限200～500万円）

◆地域活動支援事業費

自治会などで自ら農道や林道の補修などを実施する際に砕石や間伐材を支給

◆土地改良・林道改良・治山事業費補助金

国の災害復旧事業の対象とならない自治会などが実施する農地・農業用施設・林道などの小規模な災害復旧工事や治山工事への補助率を4分の3に引き上げ

【対象】 30万円以上

◆農業設備再建支援事業費補助

販売作物用パイプハウスや茶園被覆棚の再建・修理・処分費用を補助。補助率は2分の1

【対象】 被害の程度が30%以上

◆万願寺甘とうハウス再建支援事業費補助

万願寺甘とうパイプハウスの再建・修理・処分費用を補助。補助率は10分の6.5

【対象】 被害の程度が30%以上

◆有害鳥獣侵入防止柵復旧支援事業費補助

被災した有害鳥獣防護柵（電気柵・溶接金網柵）の資材費及び損壊した防護柵の処分費を支援

【対象】 国・府の補助金などの事業により農事組合などが設置した有害鳥獣防護柵

◆農機具等農業設備復旧支援事業費補助

農業用機械や農業用倉庫、出荷用水没米の被害、有料ごみの処分費用を補助。合計事業費が30万円以上のもの（上限200万円）

▶詳しくは、農林課（☎66・1023）へ。